



人事給与分科会「マイナンバー制度勉強会」資料

マイナンバー制度が企業に与える影響と対策

第1部 民間事業者におけるマイナンバーの利用と 2015年末までに最低限何を準備すべきか

2015/2/24

スーパーストリーム株式会社

商品企画部 岡部 毅

Agenda

第1章 マイナンバー制度の概要

第2章 マイナンバー制度の運用

第3章 特定個人情報について

第4章 現在検討中の事項

第5章 マイナンバー対応プロジェクトの
進め方

第6章 マイナンバー制度での未決定事項



Agenda



第1章 マイナンバー制度の概要

第1章 マイナンバー制度の概要

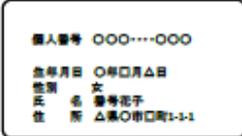
1. マイナンバー制度の内容・メリット



| 項目 | 説明 |
|---------|--|
| 制度の内容 | <p>住民票を有する全ての者に対して、1人1番号（12桁）の<u>個人番号</u>（マイナンバー）を指定する。</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none">・ 社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを紐づけて効率的に情報の管理を行うことで、<u>対象者の正確かつ迅速な特定</u>が可能となる。・ また、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うことができるため、<u>迅速な情報連携</u>が可能となる。 |
| 制度の開始時期 | <p>平成28年1月以降</p> <p>→平成27年10月以降、マイナンバーを記載した「通知カード」を送付する。</p> |
| メリット | <ul style="list-style-type: none">・ 公平公正な社会の実現 ⇒正確な所得の捕捉。きめ細やかな新しい社会保障制度が設計可能。・ 国民の利便性の向上・ 行政効率化 ⇒人員や財源を国民サービスに振り向けられる。 |

第1章 マイナンバー制度の概要

1. マイナンバー制度の内容・メリット

| | 住民基本台帳カード | 個人番号カード | 通知カード |
|----------------|--|--|---|
| 1 様式 |  <ul style="list-style-type: none"> ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制 |  <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載 |  <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし |
| 2 作成・交付 | <ul style="list-style-type: none"> ○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:今後検討 ○交付事務は法定受託事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務 |
| 3 利便性 | <ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用が中心 | <ul style="list-style-type: none"> ○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用 | <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。) |

第1章 マイナンバー制度の概要

2. 法人番号とは



| 項目 | 説明 |
|-----------|---|
| 法人番号とは | <p>特定の法人またはその他の団体を識別するための番号をいう。法人番号（13桁の数字）は、以下の法人等に対して1法人あたり1つ指定される。（法人の支店や事業所には指定されない。）</p> <ul style="list-style-type: none">①国の機関②地方公共団体③会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人④①～③以外の法人又は人格のない社団等※ <p>※①～③以外の法人等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は、給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体</p> |
| 制度の開始時期 | <p>平成28年1月以降 →法人番号については平成27年10月以降、国税庁長官が、法務省の有する会社法人等番号等を基礎として指定し、書面により通知する。</p> |
| 個人番号との相違点 | <p>法人番号は、個人番号とは異なり<u>利用範囲の制約が無い</u>ため、誰でも自由に利用できる。 ⇒法人番号は、インターネットを通じて公表される。 ※法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネットを通じて公表する。</p> |

第1章 マイナンバー制度の概要

3. マイナンバー制度のしくみ

◎個人に

- ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
- ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
- ④**最新の基本4情報**(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「**個人番号**」を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み**

- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く)

③本人確認

◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み

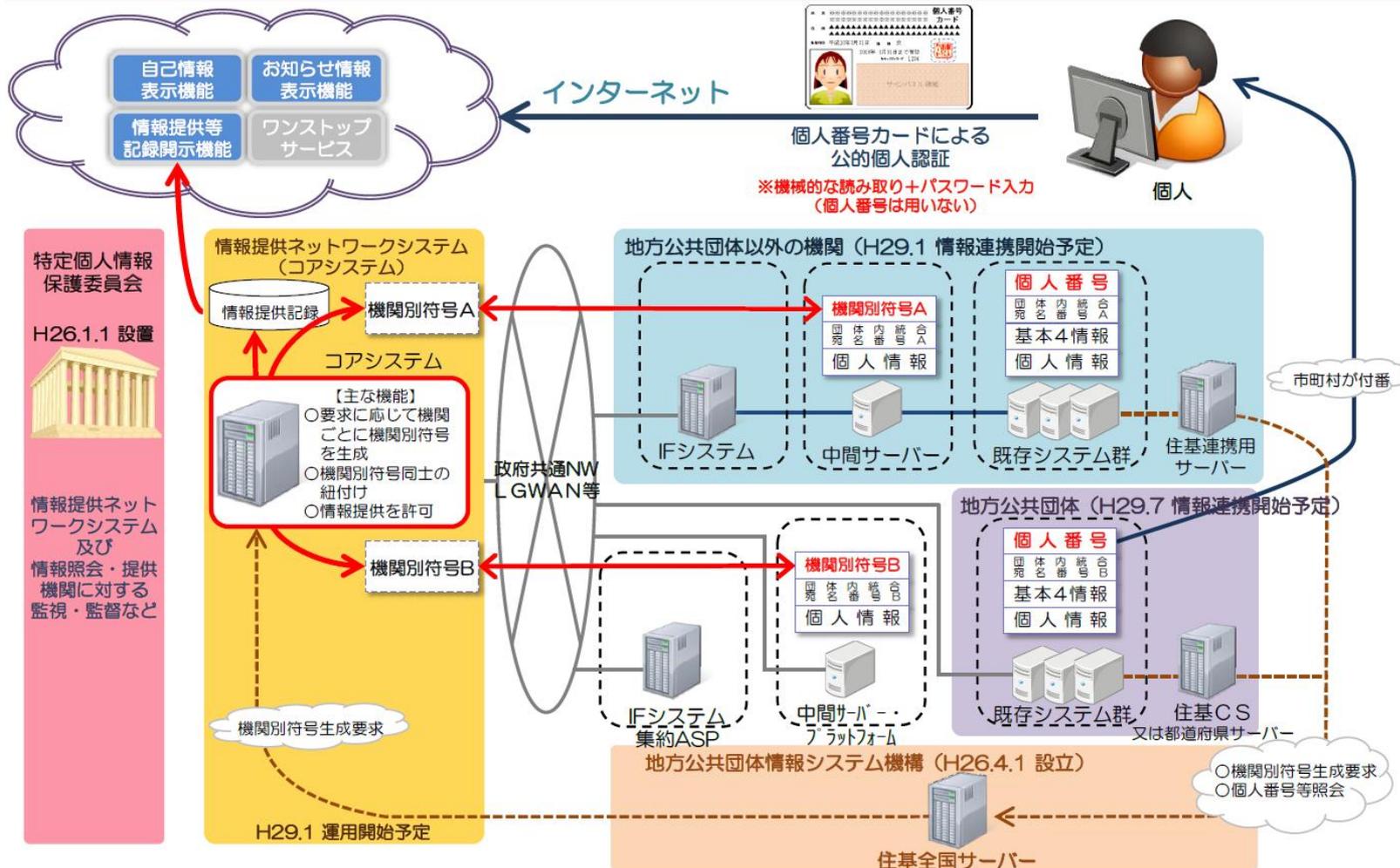
◎個人が自分の**個人番号の真正性を証明**するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

第1章 マイナンバー制度の概要

3. マイナンバー制度のしくみ

番号制度における情報連携の概要



第1章 マイナンバー制度の概要

4. 民間事業者におけるマイナンバーの利用



| 項目 | 説明 |
|------------------------|--|
| 個人番号関係事務実施者とは？ | <p>法令や条例に基づき「個人番号利用事務実施者」（税務署や地方公共団体等の行政機関）にマイナンバーを記載した書面の提出などを行う者のこと。</p> <p>⇒税務署や地方公共団体にマイナンバーを記載した源泉徴収票や支払調書などを提出する民間事業者が「個人番号関係事務実施者」に該当する。</p> |
| (参考) 個人番号利用事務実施者とは？ | <p>主として、行政機関等が社会保障、税、災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報[※]の検索、管理のために個人番号を利用することを「個人番号利用事務」という。</p> <p>民間事業者については、健保組合が法令に基づき、この事務に従事する。</p> |
| 民間事業者におけるマイナンバーの取り扱い | <p>民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに記載して、行政機関等に提出する必要がある。</p> |

第1章 マイナンバー制度の概要

5. マイナンバーの利用上の注意点



| 項 目 | 説 明 |
|---------------------------------|--|
| マイナンバーの 目的外利用の 禁止 | マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野の手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできない。 ⇒ 他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを扱う者がマイナンバーや個人情報ファイルを不当に提供することは処罰の対象になる。 |
| マイナンバーの 取扱い上の注意 (情報の安全管理) | <ul style="list-style-type: none">・原則としてマイナンバーを法に定められた利用範囲を超えて利用すること、外部に提供することはできない。・漏えい、滅失、毀損を防止するなど、マイナンバーの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 |



第2章 マイナンバー制度の運用

第2章 マイナンバー制度の運用

1. 社会保障、税分野等での運用について

国の行政機関や地方公共団体等において、マイナンバーは「**社会保障**」「**税**」「**災害対策**」の分野に限定して利用される。

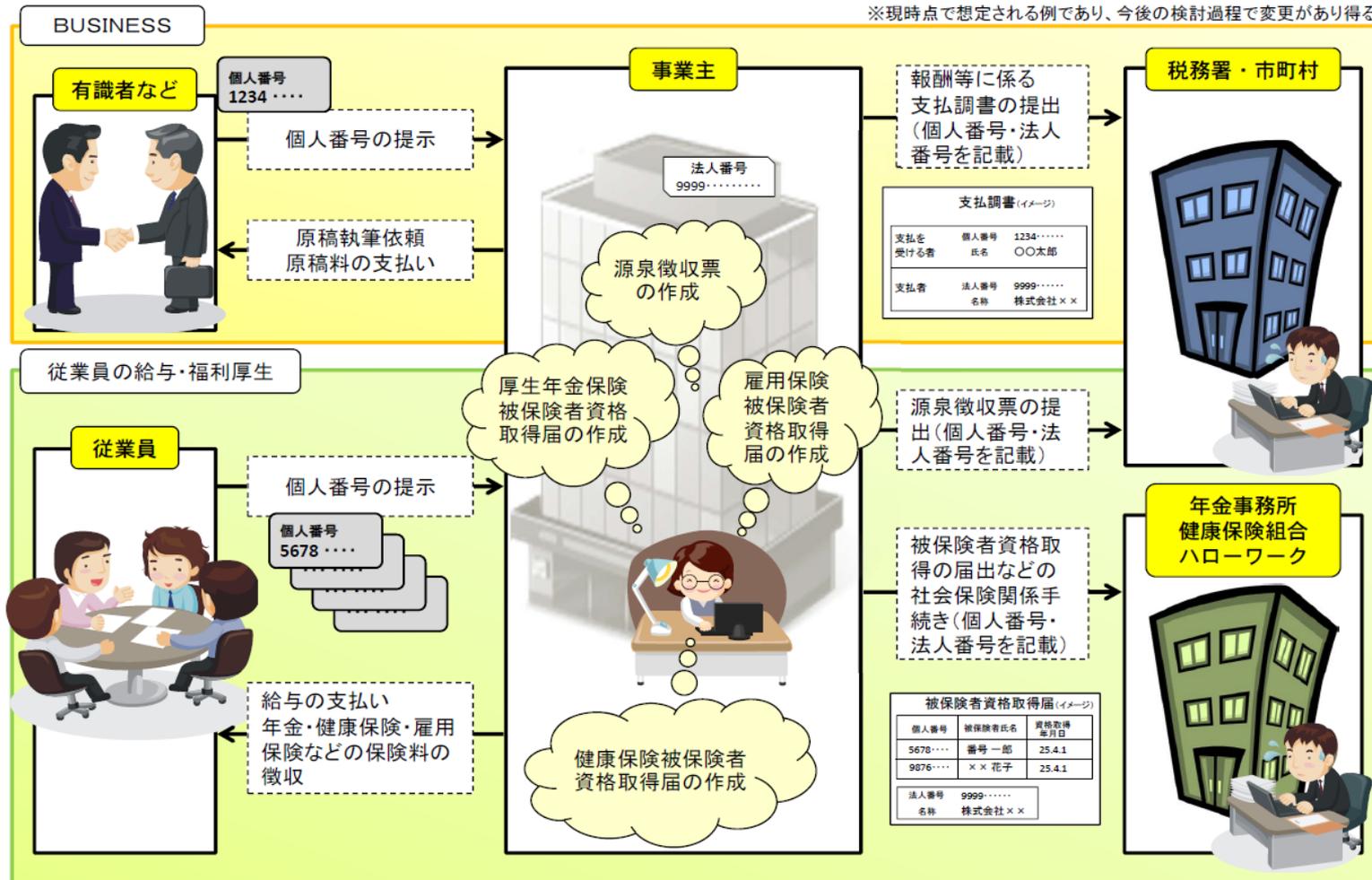
| 項目 | 説明 | 民間事業者の利用 (個人番号関係事務実施者) |
|--------|---|---|
| 社会保障分野 | <ul style="list-style-type: none"> 年金の資格取得や確認、給付を受ける際に利用。 社会保険、雇用保険の資格取得や確認、給付を受ける際に利用。 ハローワーク等の事務に利用。 医療保険の保険料徴収等の手続に利用。 福祉分野の給付、生活保護の実施等で利用。 | 健康保険、雇用保険、年金等の場面で提出を要する書面に従業員等の個人番号を記載する。 |
| 税分野 | <ul style="list-style-type: none"> 税務署、市区町村等に提出する以下の書類に記載する。 確定申告書（国税、地方税） 各種届出書 法定調書 源泉徴収票 など | 税務署に提出する法定調書等に、従業員や株主等の個人番号を記載する。 |
| 災害対策分野 | <ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金の支給事務等に利用。 被災者台帳の作成事務に利用。 | |

第2章 マイナンバー制度の運用

1. 社会保障、税分野等での運用について

事業者における番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る



第2章 マイナンバー制度の運用

2. 社会保障分野での運用について

番号制度導入に伴う社会保険関連手続の変更について

| 分野 | 主な届出書等の内容 | 施行日 |
|---------------------|--|--------------------------|
| 雇用保険 | 以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届等 | 平成28年1月1日 提出分～ |
| 健康保険・ 厚生年金 保険 | 以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者（異動）届等 以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等 | 平成29年1月1日 提出分～ |

※ この他、既存の従業員・被扶養者分の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いをする予定。

※ 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。

第2章 マイナンバー制度の運用

3. 税分野での運用について

税務関係書類への番号記載時期について

| 主な書類名 | 番号記載時期 |
|---------|------------------------------|
| 所得税申告書 | 平成28年1月1日提出分の属する年分以降の申告書から |
| 法人税申告書 | 平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から |
| 法定調書 | 平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から |
| 申請書・届出書 | 平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から |

法定調書に関する事務での取扱い ～マイナンバー導入後の主な変更点～

| 変更点 | 法定調書提出義務者に求められる事務 |
|----------------------------|--|
| (1)法定調書への個人番号 又は法人番号の記載 | 平成28年1月1日以降の法定調書に「支払を受ける方」、「支払者」の個人番号又は法人番号を記載。 |
| (2)支払を受ける方の 本人確認 | 支払を受ける方から個人番号の提供を受けるときに、個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 |
| (3)法定調書提出時の 本人確認 | 法定調書提出者が個人事業主の場合は、法定調書提出時に、本人確認のため、個人番号カード等を提示する必要がある。 |

第2章 マイナンバー制度の運用

3. 税分野での運用について



源泉所得税に関する事務での取扱い ～マイナンバー導入後の主な変更点～

1. 税務署に提出する書類

| 変更点 | 源泉徴収義務者に求められる事務 |
|--------------------------|--|
| (1)申請書、届出書への個人番号・法人番号の記載 | 平成28年1月1日以降の申請書、届出書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要がある。 |
| (2)申請書、届出書提出時の本人確認 | 提出者が個人事業主の場合は、申請書等提出時に、本人確認のため、個人番号カード等を提示する必要がある。 |

2. 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類（扶養控除等申告書）

| 変更点 | 源泉徴収義務者に求められる事務 |
|--------------------------------------|--|
| (1)給与所得者の扶養控除等(異動)申告書への個人番号又は法人番号の記載 | 平成28年1月1日以降、給与所得者から「給与所得者本人」「控除対象扶養親族」等の個人番号が記載された扶養控除等申告書の提出を受ける必要がある。 ※源泉徴収義務者の法人番号等を付記する必要がある。 |
| (2)申告書の提出を受ける際の本人確認 | 給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要がある。 |

第2章 マイナンバー制度の運用

4. マイナンバー導入で付加される業務プロセス

マイナンバー制度の導入により、以下の業務プロセスが、従来からある業務に付加される。（= **全く新規の業務を組み立てる必要はない。**）

1. 本人確認（入社時）

→個人が自分が自分であることを証明すること。
個人が自分の個人番号の真正性を証明すること。

2. 個人番号取得

→企業が従業員またはその家族のマイナンバーの提示を受けること。

3. 個人番号の転記

→取得した個人番号を番号記載が義務付けられる帳票（社会保険、雇用保険、年金、税など）に転記すること。

4. 個人番号の廃棄（退職時）

→従業員が退社した場合等に、個人番号関連情報を廃棄・削除すること。

5. 目的外利用の排除

→従業員が提出した個人番号記載の書類につき、取得目的を判断し、従業員が誤って番号を提示し、これを受領した場合は、返却・抹消等の措置が必要。

第2章 マイナンバー制度の運用

4. マイナンバー導入で付加される業務プロセス

マイナンバーを従業員などから取得するときは、
利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示 (※) する必要があります。
(例) 「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険加入等事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認 (番号確認) と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) を行います。

第2章 マイナンバー制度の運用

4. マイナンバー導入で付加される業務プロセス

マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元確認を行います。



個人番号の確認

身元(実在)の確認



個人番号カード



通知
カード

or

住民票
(番号付き)



運転
免許証

or

パス
ポート

等

等

※ 上記が困難な場合

過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



等

※ 上記が困難な場合

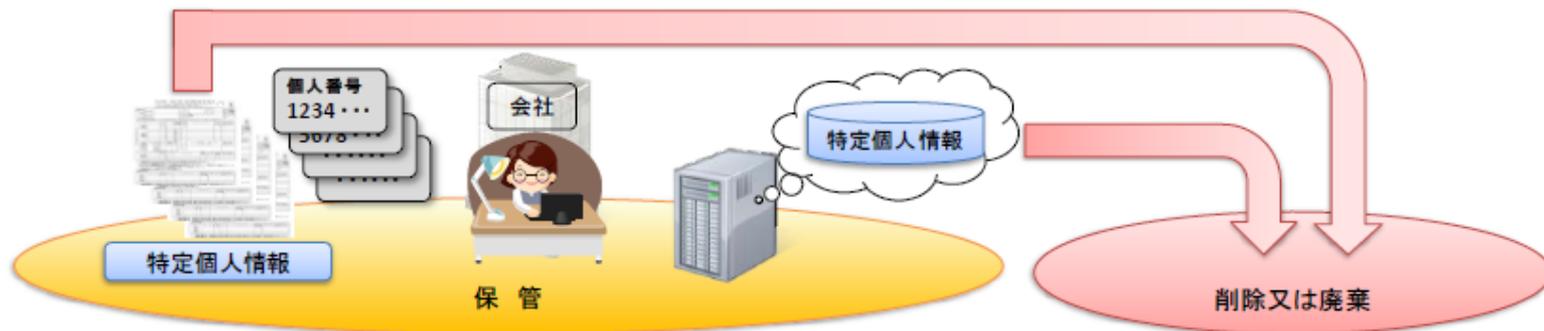
雇用関係にあるなど、人違いでない
ことが明らかと個人番号利用事務
実施者が認めるときは、身元(実存)
確認書類は要しない

等

第2章 マイナンバー制度の運用

4. マイナンバー導入で付加される業務プロセス

マイナンバーの
保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

第2章 マイナンバー制度の運用

5. マイ・ポータル（情報提供等記録開示システム）

| 項 目 | 説 明 |
|---------------------------------|--|
| 情報提供等記録 開示システム (マイ・ポータル) | 以下のことが可能になる仕組みを構築する予定である。 ① <u>情報提供記録表示</u> : マイナンバーを含む自分の個人情報 いつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる。 ② <u>自己情報表示</u> : 行政機関などが持っている自分の個人情報 の内容を確認できる。 |
| 国民一人ひとりに 提供される専用の ポータルサイト | ③ <u>プッシュ型サービス</u> : 行政機関などから一人一人に合った行政 サービスなどのお知らせが来る。 ④ <u>ワンストップサービス</u> : 行政機関などへの手続を一度で済ませる ことができる。 |
| マイ・ポータル の運用開始時期 | 平成29年1月から稼働（予定） |
| マイ・ポータル のセキュリティ 対策 | なりすましの防止等、情報セキュリティに十分に配慮する必要性あり。 ↓ マイ・ポータル利用時は、個人番号カードに格納された電子情報とパス ワードを組み合わせて確認する公的個人認証を採用する。 (本人確認を行うための情報としてマイナンバーを用いない仕組み) |

第2章 マイナンバー制度の運用

6. マイナンバー制度の問い合わせについて

■ マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

■ マイナンバー公式Twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

■ マイナンバー制度 コールセンター

0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

平日 9時30分～17時30分 (土日祝日・年末年始を除く)

■ 国税庁ホームページ

社会保障・税番号制度について

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

■ 厚生労働省ホームページ

社会保障・税番号制度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

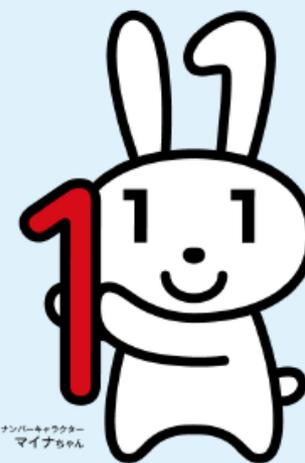
■ 日本年金機構ホームページ

従業員を採用したときの手続き

4. 資格取得時のご本人確認の徹底

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=2027>

あなたにも、マイナンバー。
はじまります。



平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとりに
お届けします!

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

! マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。
・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
・法人にも13桁の法人番号が指定され、国民問わず自由に使用できます。
※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などの機械連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

| | | | |
|---------|---|---|---|
| T-SUGO3 | 1 行政の効率化 手続きが正確で 早くなる <small>行政機関・地方公共団体での作業の無駄が 削減され、手続きがスムーズになります。</small> | 2 国民の利便性の向上 面倒な手続きが 簡単に <small>申請時に必要な保険証明書といった 資料の添付を省略できるようになります。</small> | 3 公平・公正な社会の実現 給付金などの 不正受給の防止 <small>行政機関が国民の所得状況などを把握 しやすくなり、不正受給を防止できます。</small> |
| | マイナンバー制度のお問い合わせは 0570-20-0178 <input type="text" value="マイナンバー"/> <input type="button" value="検索"/> | | |

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。



第3章 特定個人情報について

解説「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」

■ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編） （平成26年12月11日 特定個人情報保護委員会）

1. 本ガイドラインの目的

「特定個人情報」はきわめて重要であるため、**適正な取扱い**が必要である。
情報漏えい等しないように保護措置(利用制限や安全管理措置)をとる必要がある。

2. 第3章で取り扱う論点

- (1) 「特定個人情報」、「特定個人情報ファイル」とは何か？
- (2) 従来の取扱い（個人情報保護法）と今回の番号法では何が違うのか？
- (3) 番号法違反の場合の罰則は？
- (4) 「特定個人情報」に求められる「保護措置」とは何か？
- (5) 「安全管理措置」とは何か？
- (6) 業務委託をした場合の取扱いについて

第3章 特定個人情報について

1. 特定個人情報とは？

■ 特定個人情報とは？

「個人番号」をその内容に含む「個人情報」のこと。

- 個人情報（個人情報保護法）
- 個人番号（マイナンバー法）

■ 個人情報保護法とマイナンバー法(番号法)との関係は？

- 特定個人情報も個人情報の一部なので、原則として個人情報保護法が適用される。
(個人情報保護法：一般法、マイナンバー法：特別法)
- 特定個人情報は、マイナンバーによって名寄せなどが行われるリスクがあるため、個人情報保護法よりも厳しい保護措置をマイナンバー法で上乗せしている。
- マイナンバー法の保護措置は、個人情報保護法が適用されない小規模な事業者にも適用される。

| | 個人情報保護法 | マイナンバー法 |
|-------------------|------------------------------|-------------------------|
| 適用範囲 | 個人情報を5000件以上を有する事業者が対象 | 全ての事業者が対象 |
| 利用範囲 | 定め無し（企業が自由に設定） | 法定で厳しく制限 |
| 利用目的の変更/ 目的外利用 | ある程度認められている ※利用目的の変更、公表で可 | 厳しく制限 ※本人が事前に同意しても不可 |
| 行政の監督権限 | 立入検査権なし | 立入検査権あり |

第3章 特定個人情報について

2. 特定個人情報ファイルとは？

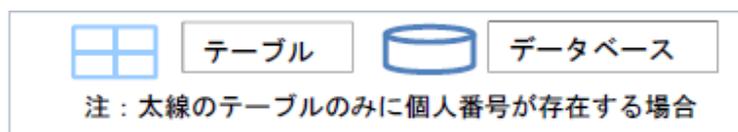
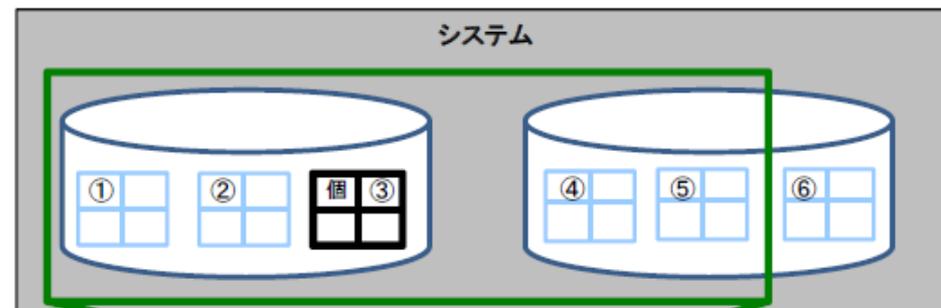
■ 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは？

単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味する。

⇒ これを「**特定個人情報ファイル**」という

※個人番号による名寄せの危険性に鑑み、個人番号で名寄せできる範囲であって、検索性を有する体系的構成物が、特定個人情報ファイルとなる。

個人番号にアクセスできる者が個人番号と紐付けてアクセスできる範囲が実線の範囲 ⇒ 実線の範囲が特定個人情報ファイル



| | |
|-------|-------|
| 個人番号 | 業務情報③ |
| 業務情報① | 業務情報④ |
| 業務情報② | 業務情報⑤ |

第3章 特定個人情報について

2. 特定個人情報ファイルとは？

- アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルに該当しない。



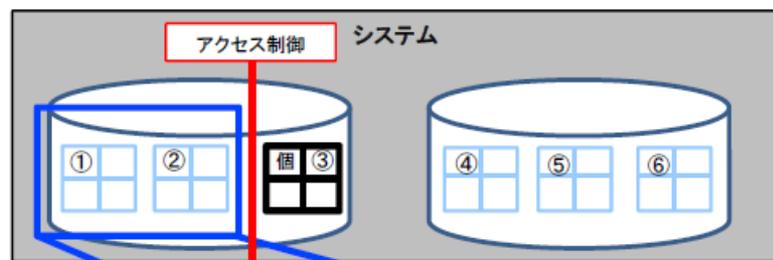
テーブル



データベース

注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

実線のテーブルにアクセスできる者は、アクセス制御により個人番号にアクセスできない ⇒ 実線の範囲は特定個人情報ファイルではない



業務情報①

業務情報②



- 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合などは、特定個人情報ファイルに該当する。



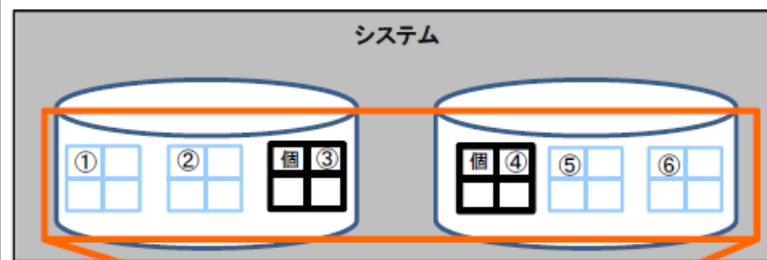
テーブル



データベース

注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

個人番号が画面上表示されないが、システム内部で個人番号が検索キーとして利用され、個人番号により紐付けてアクセスできる ⇒ 実線の範囲は特定個人情報ファイル



業務情報①

業務情報②

業務情報⑤

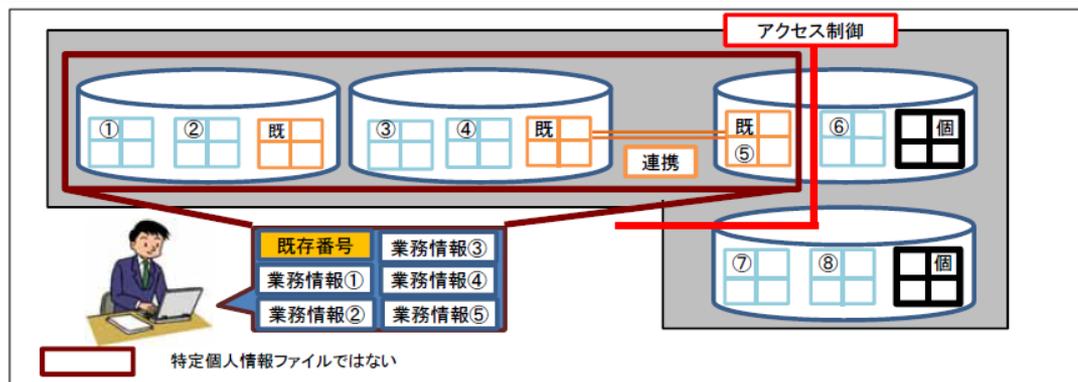
業務情報⑥



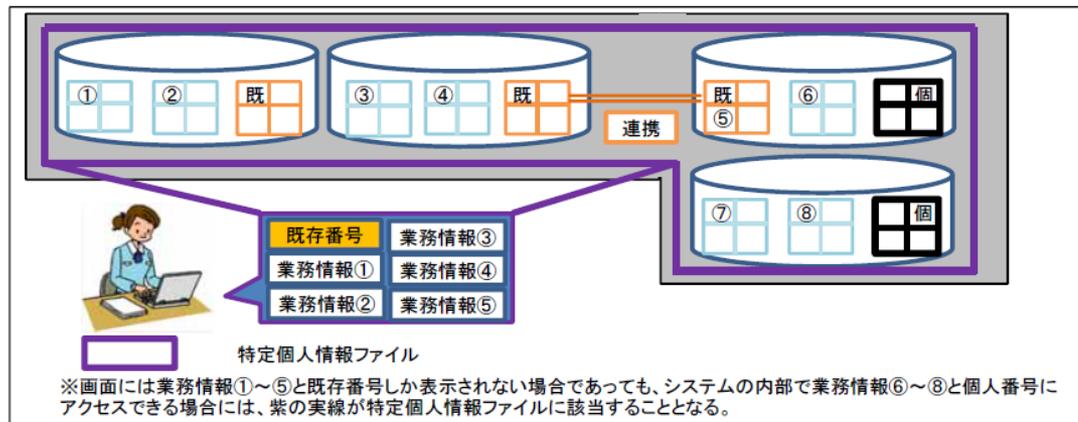
第3章 特定個人情報について

2. 特定個人情報ファイルとは？

- 既存番号で連携している場合であって、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しない。



- 既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。



第3章 特定個人情報について

3. 特定個人情報に関するマイナンバー法の定め

<法9条 利用範囲>

特定個人情報を利用して良いケースが**限定列挙**されている。

- ・ 社会保障、税、災害対策分野に限定
- ・ 別表第一に定める行政機関等に限定
- ・ 別表第一に定める事務に限定

<法19条 提供の制限>

特定個人情報を提供して良いケースが**限定列挙**されている。

- ①法19条第1項第7号 別表第二に定める情報照会者(*)が事務処理を行うため
特定個人情報の提供を求めた場合

*厚生労働大臣、全国健康保険協会、健康保険組合、都道府県知事、市町村長 等

- ②法19条第1項第8号 国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合
- ③法19条第1項第9号 地方公共団体に関する規定
- ④法19条第1項第11号 特定個人情報保護委員会による検査の場合

<法20条 収集等の制限>

19条に定める場合以外、特定個人情報を収集保管してはならない。

<法28条 作成の制限>

個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報
ファイルを作成してはならない。

第3章 特定個人情報について

4. マイナンバー法の罰則規定

個人情報保護法よりも罰則の種類が多く、法定刑も重くなっている。

〔民間事業者や個人も主体になる主要なもの〕

| 主体 | 行為 | 法定刑 |
|-----------------------------------|--|--|
| 個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者 | 正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供 | 4年以下の懲役 若しくは200万円以下の罰金 又は併科（第67条） |
| | 業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用 | 3年以下の懲役 若しくは150万円以下の罰金 又は併科（第68条） |
| 主体の限定なし | 人を欺き、暴行を加え、または脅迫することや財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為などによりマイナンバーを取得 | 3年以下の懲役 又は150万円以下の罰金（第70条） |
| | 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けること | 6か月以下の懲役 又は50万円以下の罰金 |

※懲役4年 ⇒ 執行猶予がつかない。

第3章 特定個人情報について

5. 安全管理措置について

■ 番号法における保護措置とは

個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねない。

番号法では、特定個人情報について、個人情報保護法 よりも厳格な各種の保護措置を設けている。

この保護措置は、以下の三つに大別される。

- ・ 特定個人情報の利用制限
- ・ 特定個人情報の安全管理措置
- ・ 特定個人情報の提供制限

第3章 特定個人情報について

5. 安全管理措置について

■ 特定個人情報の利用制限とは？

- (1) 番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条）
- (2) 本来の利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている（番号法第29条第3項、第32条）
- (3) 必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第28条）

■ 特定個人情報の提供制限とは？

- (1) 番号法では、特定個人情報の提供について、個人情報保護法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（同法第19条）
- (2) 何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人に対し、個人番号の提供を求めてはならない（同法第15条）
- (3) 特定個人情報の収集又は保管についても同様の制限を定めている（同法第20条）

第3章 特定個人情報について

5. 安全管理措置について

■ 番号法における安全管理措置の考え方

番号法は、個人番号を利用できる事務の範囲、特定個人情報ファイルを作成できる範囲、特定個人情報を収集・保管・提供できる範囲等を制限している。したがって、事業者は、個人番号及び特定個人情報の情報漏えいの防止等のための安全管理措置の検討にあたり、次に掲げる事項を明確にすることが重要。

【安全管理措置の検討手順】

A. 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

↓ **限定**

B. 特定個人情報ファイルの範囲の明確化

↓ **限定**

C. 個人番号を取り扱う事務に従事する従業員(事務取扱担当者)の範囲の明確化

+

D. 基本方針の策定

E. 取扱規程等の策定

第3章 特定個人情報について

5. 安全管理措置について

■ 講ずべき安全管理措置の内容

事業者は、安全管理措置の検討に当たり、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びに特定個人情報取扱ガイドライン及び主務大臣のガイドライン等を遵守しなければならない。

■ 特定個人情報取扱ガイドライン「特定個人情報に関する安全管理措置」の構成

- A 基本方針の策定
- B 取扱規程等の策定
- C 組織的安全管理措置
- D 人的安全管理措置
- E 物理的安全管理措置
- F 技術的安全管理措置

第3章 特定個人情報について

5. 安全管理措置について

A 基本方針の策定

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定し、従業者に周知徹底することが重要である。

B 取扱規程等の策定

事業者は、安全管理措置の検討手順（P33）で範囲を明確にした「事務」について、事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程等を策定しなければならない。

第3章 特定個人情報について

5. 安全管理措置について

C 組織的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる組織的安全管理措置を講じなければならない。

- a 安全体制の整備
- b 取扱規程等に基づく運用
- c 取扱状況を確認する手段の整備
- d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備
- e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

D 人的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる人的安全管理措置を講じなければならない。

- a 事務取扱担当者の監督
- b 事務取扱担当者の教育

第3章 特定個人情報について

5. 安全管理措置について

E 物理的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる物理的安全管理措置を講じなければならない。

- a 特定個人情報を取り扱う区域の管理
- b 機器及び電子媒体等の盗難の防止
- c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止
- d 個人番号の削除、機器及び電子媒体の廃棄

F 技術的安全管理措置

事業者は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

- a アクセス制御
- b アクセス者の識別と認証
- c 外部からの不正アクセス等の防止
- d 情報漏えい等の防止

安全管理措置の構築事例

株式会社 ISO審査登録機構 による事例

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に則った安全管理措置の対応を行うため、「ガイドライン」の要求事項をクリアした形で、基本方針、取扱規程の文書化および各種安全管理措置の構築作業を行った上で、第三者機関の認証（ISO27001）を受ける。

[ポイント]

- 「ガイドライン」の要求事項に絞り、適用対象の事務の範囲を限定した上で、各種安全管理体制の構築を実施し、その認証を受けることができる。
- 安全管理体制の構築と並行して、必要かつ十分な分量での文書化作業（基本方針、取扱規程）を進めることができる。
- 外部機関の認証を受けることにより、企業のマイナンバー対応が適正に行われていることを、対外的に証明することができる。

第3章 特定個人情報について

5. 安全管理措置について（事例）

ISO27001要求事項とマイナンバーの整合性

ISO27001に合わせてマイナンバー対策を構築すれば、ガイドライン及び経営マネジメントに即した対応が取れます。

| ガイドラインの安全管理措置 | | 対応するISO27001要求事項 |
|---------------|---|------------------------------|
| 基本方針の策定 | ↔ | A.5 情報セキュリティのための方針群 |
| 取扱規程等の策定 | ↔ | 7.5 文書化した情報 |
| 組織的安全管理措置 | ↔ | A.12 運用のセキュリティ |
| 人的安全管理措置 | ↔ | A.7 人的資源のセキュリティ |
| 物理的安全管理措置 | ↔ | A.11 物理的環境的セキュリティ |
| 技術的安全管理措置 | ↔ | A.9 アクセス制御 A.13 通信のセキュリティ |

ISOマネジメントシステムの審査・社員教育のご用命は・・・

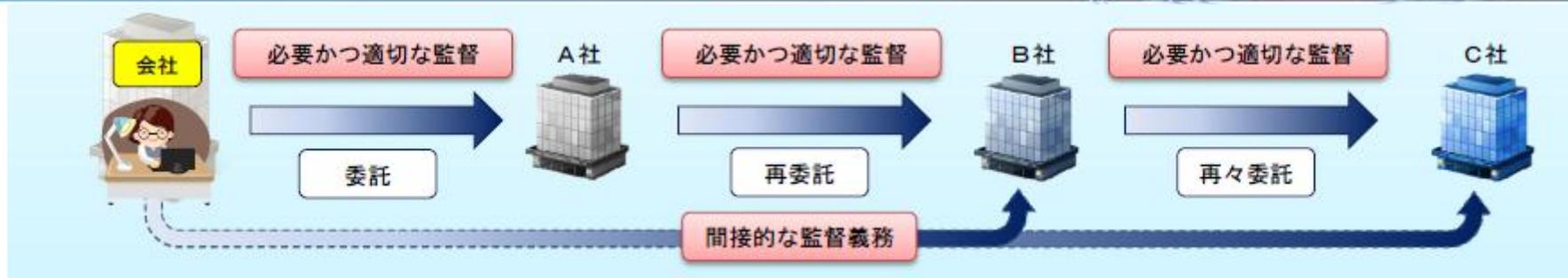
株式会社ISO審査登録機構

東京都渋谷区代々木1-32-11 Kビル5F

TEL:03-5333-7543 FAX:03-5333-7655

第3章 特定個人情報について

6. 委託の取扱い

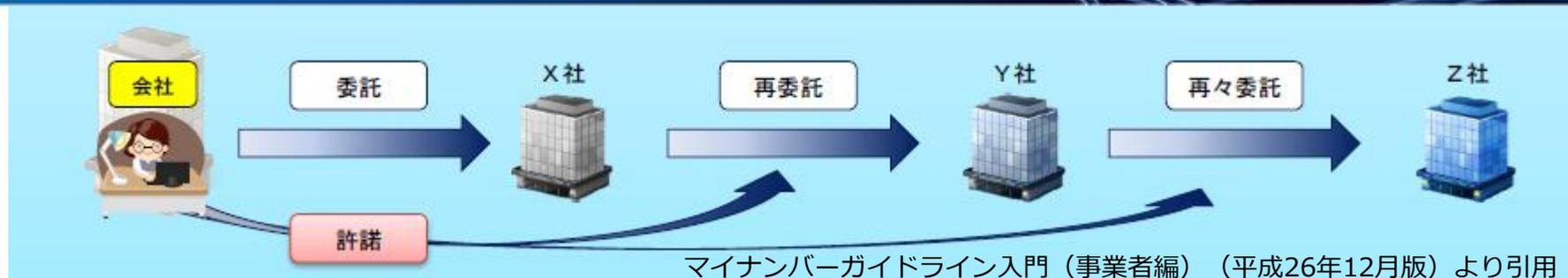


マイナンバーガイドライン入門（事業者編）（平成26年12月版）より引用

- 個人番号関係事務の委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 必要かつ適切な監督には、以下の行為が含まれる。
 - ①委託先の適切な選定、
 - ②安全管理措置に関する委託契約の締結
 - ③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握
- 委託契約の締結時、契約内容に以下の規定を盛り込む必要がある。
秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、
特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、
漏洩事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、
従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定
- 委託者は委託先のみならず、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を負う。

第3章 特定個人情報について

6. 委託の取扱い



- 個人番号関係事務の委託先は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。
- 個人番号の利用範囲が限定的に定められていることから、委託先・再委託先との業務委託契約においてもマイナンバー法で認められる事務の範囲内で委託する業務の範囲を特定する必要がある。
- 特定個人情報を取り扱う委託契約を締結する場合、マイナンバー法上の安全管理措置が遵守されるのであれば、個人情報の取扱いと特定個人情報の取扱いの条項を分別する必要はない。

第3章 特定個人情報について

6. 委託の取扱い（参考資料）

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（事業者編）に関するQ&A より

Q3-12 特定個人情報を取り扱う情報システムにクラウドサービス契約のように外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。

A3-12

当該事業者が当該契約内容を履行するに当たって個人番号をその内容に含む電子データを取り扱うのかが基準となります。

当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合には、そもそも、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けたとみることはできませんので、番号法上の委託には該当しません。

当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない場合とは、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。

なお、上記における個人番号をその内容に含む電子データは、仮に暗号化等により秘匿化されている、その秘匿化されたものについても個人番号を一定の法則に従って変換したものであり、個人番号として取り扱われます。

第3章 特定個人情報について

6. 委託の取扱い（参考資料）

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（事業者編）に関するQ&A より

Q3-13 クラウドサービスが番号法上の委託に該当しない場合、クラウドサービスを利用する事業者が、クラウドサービスを提供する事業者に対して監督を行う義務は課されないと考えてよいですか。

A3-13

クラウドサービスが番号法上の委託に該当しない場合、委託先の監督義務は課されませんが、クラウドサービスを利用する事業者は、自ら果たすべき安全管理措置の一環として、クラウドサービス事業者内にあるデータについて、適切な安全管理措置を講ずる必要があります。

Q3-14 特定個人情報を取り扱う情報システムの保守の全部又は一部に外部の事業者を活用している場合、番号法上の委託に該当しますか。

A3-14

当該保守サービスを提供する事業者がサービス内容の全部又は一部として個人番号をその内容に含む電子データを取り扱う場合には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の一部の委託に該当します。

一方、単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみを行う場合で、契約条項によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等には、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の委託に該当しません。



第4章 現在検討中の事項

第4章 現在検討中の事項

1. ビジネスでの利用について



| 項 目 | 説 明 |
|--------------------------|---|
| 民間での利用 (ビジネスでの 利用) | 現状では、マイナンバーの利用範囲は社会保障・税・災害対策の三分野に限定されているが、将来的には、官民連携でデータを活用し、新しいビジネス機会をつくっていく、あるいは社会全体として効率性の追求をしていく可能性がある。 |

※内閣府 政府税制調査会 マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ
2014年4月8日付会議資料「論点整理」より抜粋

第4章 現在検討中の事項

2. 固定資産、預金等への付番について



| 項目 | 説明 |
|------------|---|
| 固定資産に対する付番 | <ul style="list-style-type: none">・固定資産についてマイナンバーを付番することにより、複数の自治体に分散する固定資産を所有者ごとに把握できるようにすべき。・実態を踏まえた実務的な検討が必要である。 |
| 預金に対する付番 | <ul style="list-style-type: none">・預金口座へのマイナンバー付番は、「マネーロンダリング対策」や、「預金保険などでの名寄せ」、「災害時の迅速な対応」といった場面でも、その効果が期待できる。・将来的にマイナンバーが民間利用される場合には、金融機関の顧客管理等にも利用できる。（可能性がある）・いわゆる「休眠預金の扱い」や、預金者からの番号告知を促す「インセンティブ」、「付番に要する準備期間」等の論点等もあわせて検討をすすめるべきである。 |

※内閣府 政府税制調査会 マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ
2014年4月8日付会議資料「論点整理」より抜粋

第4章 現在検討中の事項

2. 固定資産、預金等への付番について

平成27年度税制改正大綱（平成26年12月30日 自由民主党 公明党）

Ⅶ 円滑・適正な納税のための環境整備

マイナンバーが付された預貯金情報を税務調査において効率的に利用できるようにする観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務付ける。（P11）

2 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置

（国 税）※

「番号利用法」の改正に併せて国税通則法を改正し、銀行等に対し、個人番号及び法人番号（以下「マイナンバー」という。）によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととする。（P114）

※同様の記述が「地方税」についても行われている。

（注1）番号利用法の改正により、預金保険・貯金保険においてマイナンバーが利用できるようになるとともに、社会保障給付関係法、預金保険・貯金保険関係法令の改正により、社会保障給付事務や預金保険・貯金保険事務において、マイナンバーが付された預貯金情報の提供を求めることができることとなる。

（注2）上記の改正は、内閣官房が提出を予定している高度な情報通信技術の活用の進展に伴う個人情報の保護及び有用性の確保に資するための個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）において一括して行われ、同法律案に規定する施行の日から適用される。



第5章 マイナンバー対応 プロジェクトの進め方

マイナンバー対応プロジェクトは、以下の観点で進めていく必要があります。

【対応手順】

1. マイナンバー対応が必要な業務の洗い出し
2. 対応業務の優先順位付け
 - ・頻度が多い業務ほど
 - ・番号記載が義務付けられる帳票との関連が多い業務ほど
3. マイナンバー対応方針の決定
 - ・ルール改訂
 - ・体制づくり
 - ・情報システム対応
 - ・予算取り

【考慮すべき要素】

1. 業務の重要性
影響度の重大性
2. 誰が実施する業務なのか？
3. 各種の安全管理措置
 - ・情報漏えい、滅失、毀損の防止
 - ・目的外利用の禁止
4. 政省令・ガイドラインの改訂状況
→実務上、先に手を付けられる業務から、どんどん始めざるをえない。
5. 全社プロジェクトの立ち上げ

マイナンバー制度の導入により、以下の業務プロセスが、従来からある業務に付加される。（= **全く新規の業務を組み立てる必要はない。**）

1. 本人確認（入社時）

→個人が自分が自分であることを証明すること。
個人が自分の個人番号の真正性を証明すること。

2. 個人番号取得

→企業が従業員またはその家族のマイナンバーの提示を受けること。

3. 個人番号の転記

→取得した個人番号を番号記載が義務付けられる帳票（社会保険、雇用保険、年金、税など）に転記すること。

4. 個人番号の廃棄（退職時）

→従業員が退社した場合等に、個人番号関連情報を廃棄・削除すること。

5. 目的外利用の排除

→従業員が提出した個人番号記載の書類につき、取得目的を判断し、従業員が誤って番号を提示し、これを受領した場合は、返却・抹消等の措置が必要。

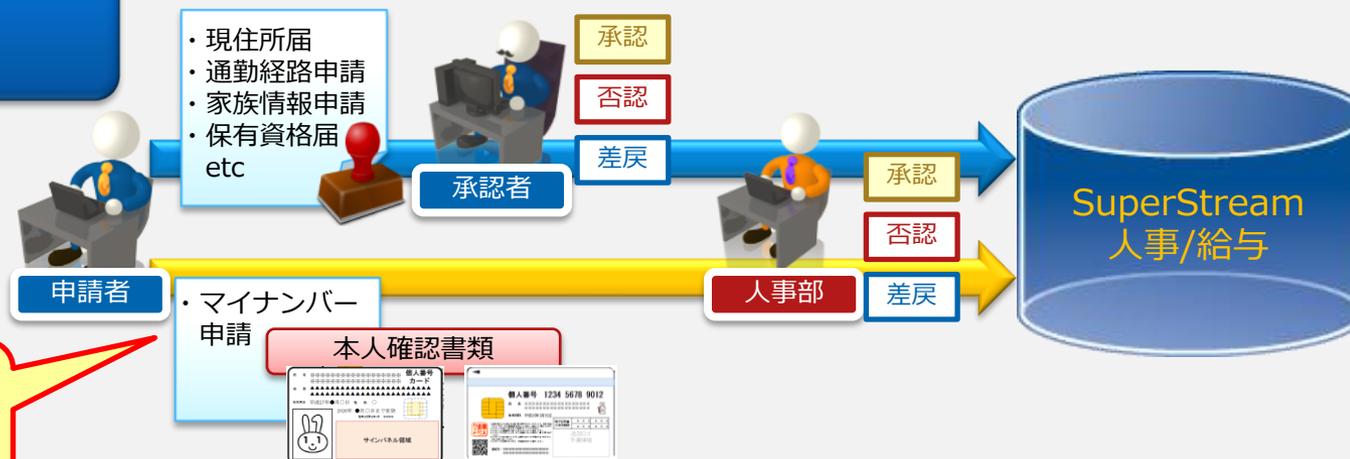
第5章 マイナンバー対応プロジェクトの進め方

諸届・申請ワークフロー
(入社時申請)
変更前



※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得ます。

諸届・申請ワークフロー
(入社時申請)
変更後



諸届
テンプレート
の追加

(例) 「個人番号カード」の写しを添付



第6章 マイナンバー制度での 未決定項目

第6章 マイナンバー制度での未決定項目

| 項目 | 説明 | 決定時期 |
|------------------------|--|--|
| 各人に付番されるマイナンバー | 住民票を有する全ての人にマイナンバーが付番される。 | 「通知カード」を平成27年10月以降、市区町村から送付する。 |
| マイナンバーを記載する必要のある帳票について | 社会保障および税分野の各事務に係る関係省令によって、詳細が規定される。 | 社会保障、税分野とも個人番号、法人番号を記載予定の帳票については昨年未までに公表済。 各帳票の詳細部分については未定。 |
| マイナンバーの民間利用について | 法律施行後3年をめどに、その段階での法律の施行状況等をみながら、必要があると認められた場合には、所要の措置を講じる。 | 法律施行後3年 |

第6章 マイナンバー制度での未決定項目

| 項目 | 説明 | 決定時期 |
|-------------|--|-----------------------------|
| 固定資産への付番 | 付番の対象となる固定資産の範囲が不明。 ・土地・家屋 ・償却資産 | 現時点で未定 |
| 預金口座への付番 | 付番の対象となる預金口座の範囲が不明。 (銀行業のみ?) ※平成27年度与党税制改正大綱にて 一部コメントあり | 現時点で未定 |
| マイ・ポータルについて | マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)への情報提供の具体的な仕組みや、マイ・ポータルを通じて提供する具体的情報については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。 | 現時点で未定 |
| 具体的な運用方法 | マイナンバー制度に関する具体的な運用方法、業務手順等が地方公共団体等に周知徹底されていない。 | 現時点で未定 (システム化に目途がついてから?) |



ご清聴ありがとうございました。

SuperStream-NX